

平成 30 年 第 11 回農業委員会総会 議事録

日時：平成 30 年 11 月 12 日(月) 13：30～14：25

場所：菊池市役所 2 階 204 号会議室

1. 招集者：菊池市農業委員会会長 丸山利明
2. 出欠状況：出席委員 18 名／19 名
3. 出席委員名簿

農業委員（ 欠 席 ）

1 番 工藤清子委員 2 番 永田孝子委員 3 番 歌丸研一委員 4 番 工藤真理子委員
5 番 榎田實 6 番 緒方哲郎委員 7 番 永田正一郎委員 8 番 坂田貞志委員
9 番 右田博昭委員 10 番 右田正臣委員 11 番 高山悦子委員 12 番 松永孝志委員
13 番 緒方啓一委員 14 番 丸山利明委員 15 番 荒木孝子委員 16 番 水上義夫委員
17 番 川口毅憲委員 18 番 守塚伸二委員 19 番 高木洋一委員

事務局職員

（本 庁）坂本高秀、高野美由紀、望月睦美、城栄太郎、近藤孝雄

（七城分室）小林政純

（旭志分室）下川利治

（泗水分室）角田公秀

4. 会議

開 会

【事務局長】

時間になりましたので全員ご起立をお願いします「皆さん、こんにちは」ご着席下さい。
本日は全員ご出席ですので定足数に達しております。只今から平成 30 年第 11 回農業委員会を開催いたします。本日の審議事項はお手元の議案書のとおりです。慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

それでは最初に丸山会長からご挨拶を頂きました後、議事録署名者の指名・又、議事の進行の方よろしくようお願いいたします。

(1) 会長挨拶

【会 長】

改めましてこんにちは。皆さんご承知のように代議士の園田先生が先日亡くなられたと知らせがありました。私達、農業委員会あるいは農業会議におきましても非常に熊本の為にご尽力頂いておったところであります。大変残念ですがご不幸ということで5月にお会いした時には声が出なかったと言う事を言っておられました。さて、私達も年が明けまして、4月からは権限委譲を持った農業委員会ということになるという話となっ

ております。4条、5条は県知事をお願いして決定して頂くという段取りですが、権限委譲を受けますと菊池市農業委員会が決定権を持って許可するということになるわけです。そのような中には各担当委員の立場じゃなくして菊池市全体の委員さんという認識を持ってもらった中での採決をして頂くようになると思っております。それにつきましては今現在の事務局あたりの説明あたりも若干こう慣行が進んで非常に分かりにくい部分があって意見も言えないという状況であるとは思いますが。先日の検討委員会でもそこら辺りはもう少しそれに合った説明をお願いしたところでありまして。そのような中ですがいよいよ今年も最後になって色々事務局と農地の集積あたり、活動報告あたりのまとめの時期にもなっております。大変委員の皆さんも忙しいとは思いますが色々お願いしなければならないことも出てくると思っておりますがどうぞ宜しくお願い致しまして挨拶といたします。それでは議事録署名人を指名致します。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、議席番号16番水上義夫委員と17番の川口毅憲委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。本日の案件は議案第1号から第6号、報告案件3件でございます。慎重な審議をお願いいたします。

5. 議案審議

(1) 第1号 農地法第3条許可申請について

【会 長】

それでは案件に入ってまいります。

まず、議案第1号を上程いたしますので事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第1号、農地法第3条許可申請についてでございます。

議案書の1頁をお願いいたします。申し訳ありません。ここに公売に付されたとの記載がありますけれどもこれに追加で競売の案件もございまして競売、公売に付された別紙農地について買受適格証明願が提出されたので農地法第3条許可の適格者としての可否につき審議のうえ委員会の意見を決定し、適格証明書を交付するものでございます。今回は2件でございます。申し訳ありませんが耕作面積等の議案の資料が漏れておりましたので本日2-1ページと3-1ページで追加でお配りしております。申し訳ありませんでした。1件目でございます。2ページ及び2-1ページをお願いいたします。買受しようとする土地の所在地、現況地目、登記面積、買受希望者の住所、氏名、耕作面積、従事者の状況等につきましては議案書記載のとおりです。まず1件目に関しまして担当地区の工藤真理子委員のご意見を申し上げます。申し訳ありません。間違えました。担当の川口副会長のご意見を申し上げます。

【川口毅憲委員】

17番川口です。只今、配布された資料もございまして。今、見てみましたので時間がかかりました。今2-1というところで意見はありますかということですが。お父様お母様が、専業でやってらっしゃいますので仕事に関しましては問題ないと思っておりますが合志の方で泗水のだ真ん中の田んぼですのではたして、もうちょっと詳しくご本人か

ら話を聞きたかったんですけどちょっと聞けませんでしたので内容から買受証明願からは問題はありますが、あとでもう一度申請者の方に聞いてみたいと思いますが、特に問題はないと思います。宜しくお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして2件目です。3ページ3－1ページをお願いします。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、買受希望者の住所氏名、耕作面積は議案書記載のとおりです。続きまして担当地区の工藤真理子委員よりご意見をお願いします。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。申請人さんは酪農家で後継者もおります。家族でがんばっておられます。何も問題はないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

只今、買受適格証明願につきまして事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたがこの件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受け致します。

～意見なし～

意見もないようですので買受適格証明願につきまして承認することにご異議ございませんか。

～意義なしの発言～

【会 長】

それでは買受適格証明願については承認することに決定します。次に議案第2号を上程します。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案書の4頁をお願いします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものについては許可指令書を交付するものです。

案件は、所有権移転5件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定2件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは、所有権移転の1番につきまして説明をお願いいたします。

【事務局】

まず最初に今月の案件は全て農地法第3条第2項各号に該当しませんので許可要件をすべて満たすものと考えております。1番です。5頁をお願いします。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。譲渡人さんと譲受人さんは親子です。父から子への贈与です。何ら問題ないと思います。皆様のご審議、宜しく申し上げます。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【荒木孝子委員】

15番の荒木です。申請地は七城支所より北へ800m程の西郷という集落にあります。ここは手前に畑が何枚もありましてその1枚ですが、譲渡人さんも高齢で売りたいという気持ちがあられたようで、ただ譲受人さんももっと高齢なんですけどそこで野菜を作りよるといって話しがまとまったようです。何ら問題ないと思います。宜しく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤清子委員】

1番の工藤でございます。譲渡人、譲受人は親子関係でございます。譲受人の方は会社勤めをしながら農業をされておられます。親から子への贈与でございます。なんら問題はございません。よろしく審議の程申し上げます

【会 長】

次に、4番をお願いいたします。

【事務局】

4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤清子委員】

1番の工藤でございます。譲渡人の方はご高齢で譲受人の方はぶどうとか花、野菜

色々なものを作られて頑張っておられます。以前からこの農地を譲受人の方が小作しておられ今回譲渡人の方の要望で売買が成立した訳であります。なんら問題はございません。宜しく審議のほどお願いします。

【会 長】

次に5番をお願い致します。

【事務局】

5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【右田正臣委員】

10番の右田です。譲渡人と譲受人は叔父、甥の関係です。譲渡人は高齢になられこのたび売買が成立いたしました。譲受人は兼業農家で稲作をされております。長男さんも稲作を手伝っておられなんら問題ないと思います。

【会 長】

次に、賃貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

【事務局】

6番をご覧ください。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【水上義夫委員】

16番の水上です。貸付人さんと借受人さんはともに地域の人で貸付人が高齢の為地域の人に貸したいということで農協に頼んで、農協から借受人に相談して貸していい、作っていいということになったそうです。なんら問題ないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

次に使用貸借権設定の1番をお願いいたします。

【事務局】

7番をご覧ください。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方哲郎委員】

6番の緒方です。貸付人さんと借受人さんは親子関係であります。農業者年金受給の

為の再設定です。何も問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

10頁をお願いします。2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【水上義夫委員】

16番の水上です。貸付人、借受人は親戚関係で貸付人が高齢の為何も出来ないので借受人が小作してきました。なんら問題ないと思います。宜しく申し上げます。

【会 長】

それでは農地法第3条に関する許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見なし～

【会 長】

ご意見もないようですので許可することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可することに決定いたします。

(2) 議案第3号 農地法第4条許可申請について

【会 長】

次に議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第3号農地法第4条許可申請についてでございます。

11頁をお願いします。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会の意見を決定いただくものです。今回案件は、5件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

【会 長】

1番につきまして事務局より、説明をお願いいたします。

【事務局】

12ページをご覧ください。申請地、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い

第2種農地となります。もうすでに植林されているので始末書が添付されています。位置図につきましてはスクリーンをご覧ください。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。今回の申請地は菊池女子高等学校横の交差点を日生野方面へ約1km過ぎますと木庭線があり、上木庭ですので左に折れまして800m位進みますと集落の右の住宅地を通った横の左下に着きます。現地調査を11月7日に丸山会長さん、事務局、申請人さん、川上測量士さん、城推進委員さんと私とで立ち会いました。申請地は図面を見てもらうと分かりますが農地としての利用が難しく山林としての使用が望ましいと考えられました。この申請地の隣接地は山林となっておりまして道もなく農耕車も通らず日当たりも悪く農作物の育成にも不便でございまして、申請人さんも農業に従事されていないので農地として利用する余地がないので是非とも必要であると思われました。計画概要は議案書のとおりでございます。生産性の低い農地であるために転用はやむをえないと思えます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。こちらの案件に関しては後ほど出てきますが、全体面積は13,890㎡農地区分につきましては農用区域にある農業用施設用地に用途区分されている農地です。位置図につきましては前のスクリーンをご覧ください。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。11月7日に丸山会長、坂本局長、推進委員の松原君、事務局の城君と現地立会いを行いました。場所は菊池溪谷方面の国道から左の方へ林道を3、4キロ上ったところございます。申請地はスギ、ヒノキ、クヌギに囲まれており今は農地とはとても思えません。昔は桑畑であったということで山を開いて平に整地してあります。養蚕経営も下火となりやむ無くスギ、ヒノキを植林されたということです。申請者は県外で仕事をしておられましたが、父が高齢のため家を継ぐために数年前に実家に帰られたそうです。無断転用ということで始末書が付けられています。現状を見る限り転用は致し方ないと思われれます。ご審議の程よろしく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。農地区分につきましては概ね10ha以上の区域内にある第1種農地です。第1種農地については原則不許可ですが、集落接続の例外規定がありますので許可可能になります。位置図につきましては前のスクリーンをご覧ください。

【会 長】

3番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【緒方哲郎委員】

6番の緒方です。11月7日に関係者集まりまして現地確認を行ないました。申請人は現在カスミ草の栽培をされておられますが価格変動が激しく安定した収入を得るために貸家を建てるということでございます。給排水計画につきましては、給水は市の公共上水道を利用、汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置し浄化後既設水路へ放流、雨水につきましては、浸透枡を設置するということですがそのオーバーフロー分につきましては、隣接する水路へ放流するということです。これに関しましては築地井手の水路使用承諾書が添付されています。被害防除計画に対しましては、隣接農地の位置関係から日照不足の被害はないと思われませんが造成中、完成後に万が一苦情が出ましたら当方で責任を持って対処するということでした。また、隣接の同意書も添付されていることから転用やむなしと考えます。ご審議方お願いします。

【会 長】

次に4番をお願いいたします。

【事務局】

13ページをご覧ください。4番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。農地区分につきましては農用区域にある農業用施設用地に用途区分されている農地です。農業用施設になりますので転用可能です。こちらの方が豚舎の一部分が申請地にかかっていたのでその部分については追認許可となりますので始末書のほうが添付されております。位置図につきましては前のスクリーンをご覧ください。

【会 長】

4番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。11月7日の日に関係者6人で立ち合いをしました。申請地は国道387号とグリーンロード、花房台の交差点より東ココファーム方面へ1.5kmの地点から右に約300m位のところにあります。申請地は平成16年に競売により申請人が取得して現在の申請地に隣接する豚舎敷地において1800頭を飼育しておられます。今回既存豚舎敷地に事務所兼管理棟、従事者及び来場者の駐車場を新設するにあたり、現在の豚舎の入り口に事務所や豚舎の堆肥、それにおがくず廃材をそこにもって

いっておりましたが、手狭となるため申請地を資材置場として利用したいとのことで申請されましたが一部既存豚舎の一部とかぶっておりまして始末書添付となっております。整地しましたところは砂利を敷きたいということです。給水計画においては既存の給水施設を利用します。生活雑排水は発生しない、雨水排水は一部に雨水浸透枡を設置し対策をしたいということです。造成については周辺農地に迷惑がかからないように十分配慮して行うということです。何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

次に5番をお願いいたします。

【事務局】

5番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。農地区分につきましては上下水道のある沿道区域で概ね500m以内に田中医院と菊池養生園診療所のある第3種農地になります。位置図につきましては前のスクリーンをご覧ください。

【会 長】

5番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は国道387号線沿いの菊池養生園伝承館から南西150mくらいのところですが、第3種農地になります。申請者さんは貸し駐車場の経営を考えております。現地は国道から100m位中に入った住宅の隣にありますが道路付近は2m50cmと狭く、長い間耕作放棄地となっております。そこで近隣周辺の住宅店舗の駐車場事情を調べたところどこも駐車場不足が多く見られ月極駐車場をすれば少しでも問題解決と考えました。事業計画は全面砂利敷きで普通車36台分の駐車スペースと通路、転回スペースを設けます。資金計画は全額借り入れですが全面砂利敷きの為比較的安価でできます。雨水排水処理は雨水浸透枡を数箇所設置し処理しオーバーフロー分は排水溝に放流します。以上荒地の解消になり問題ないと思います。皆さんのご審議宜しくお願いします。

【会 長】

ただいま農地法第4条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

【高山委員】

11番高山です。3番の案件なんですけど、1種農地で集落接続で貸家をするのは可能なんです、ちょっとよく分からなくて。お尋ねなんですけど。

【事務局】

貸家を建築され貸されるということなのでそちらに関しては転用可能となります。

【高山委員】

ちょっとわからないんですけど、今まではこの方たちの親戚の方が家を建てられてし

まうということだったんですけど、貸家となると建てて貸されるということは可能なんですか。私、全然分からないからお尋ねしているだけなんです。それで転用して問題ないということならそれでいいんです。

【事務局】

建売住宅と同じ考えになりますので、転用に関しましては集落接続で可能です。

【近藤相談員】

集落に個人住宅でそこに人が住んでいる、そのようにアパートを建ててそこに人が住むということはその集落の拡張というかそういう点から認められているんです。宜しいですかね。

【高山委員】

はい。

【事務局】

集落接続についてはですね、農地法からいくと第1種農地だと原則転用出来ませんということになっていますけれども例外規定がありまして集落に繋がっていた住宅等についてはいいということで個人住宅、農家住宅、建売住宅、アパートそういった人が住む住宅関係についてはそこに人が住むということでそれについては例外的に許可しますということです。あと住宅以外では集落に居住する方が貸し駐車場にするとかですねそういった場合も集落接続として認められます。ということで規定がされています。

【会 長】

宜しいですか。他にはございませんか。はい、どうぞ。

【緒方哲郎委員】

6番緒方です。1番と2番ですけども何年前位からそがんなっているのか、他にも委員さんの方から色んな可能性があるというのでその辺がお尋ねです。

【永田孝子委員】

2番永田です。私が聞いた範囲内でお答えします。このスギの木は平成5年位に植えたそうです。父親が。お父さんも地元におらず、息子さんも名古屋にお勤めがございましたので家には誰も居られなかったそうです。そしてこの植えられた時期、正月かなんかに帰って短い期間に両側が山林で山ばかりだったのでもう農地としては利用できないので無許可でございますがスギを植えたそうです。本来ならば転用許可を願わなければならないのに許可願いを受けないままにして無許可で植えたとおっしゃてました。そして息子さんが定年退職して帰って来られましてあまりにも違っていましたので間引きもしたし農地としてももう無理だからある人から農業委員か誰かは分かりませんがおたくんとは無許可で転用されているから農業委員会にいかんといかんですよ。と言われたそうで今回農業委員会に許可願いをされたそうです。

【会 長】

宜しいですか。

【緒方哲郎委員】

委員さんが言われたようにまだ他にもあるということでなんか対策がされないとい

かんけんと思います。

【会 長】

下木庭関係の農地は谷間、谷々がほとんど畝数にすれば1畝2畝農地であって他に2箇所3箇所行ってみましたがもう5、60年経つとるようなところもあるし、まずもって車が入れないということともう崖がこうたつとる状況です。所有者さんも居られるか居られないか分からないということで、農業委員さんあたりもまずもって場所とか色々なこと知っとなつたと思うばつてんが転用はしてあるもんと思つてそのままのところがいっぱいで、山間部は特に永田さんが言うたように農機具が入つたとしても耕運機位で収穫時には手刈りしかできないし、耕作不便な土地で私も届出して早く転用されたので良かったのではないかという認識をもつております。2番についての説明をお願いします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。さっきも発言しましたが私も5、6年は経っているかなという感じに見ました。痩せたところとちょっと肥えたところと桑畑をする為何年かまえ押してあるから、痩せたところと表土を剥いであるからこういう差が出ると思っています。森林組合に手入れを頼んであるけど今年はまだやっていないと思われ、4年くらいで圃場の下刈りの作業が終わりますので、その後はかずらを蒔いてやっているのだと思います。面積がけっこう広いですけどこの周辺もさっきも言いましたがまだ無断転用してクヌギとか色々植えてあるみたいなところがだいぶ見受けられました。やはり山間地に行けば無断で植えたところが結構多いというのが分かりました。対応は今からその辺を山に転用するように指導して行かねばならないと思います。

【会 長】

宜しいですか。他にはございませんか。

～意見無し～

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定します。

(1) 議案第4号 農地法第5条許可申請について

【会 長】

次に、議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第4号農地法第5条許可申請についてです。

14頁をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、所有権移転7件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

【会 長】

それでは所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

【事務局】

15ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内に重ねてある第3種農地となります。またこちらは議案書の方は2種農地と記載してありますがこちらは3種農地になります。訂正の方宜しく願います。また11月7日の現地調査の際申請地の表土を削って、隣接するスクリーンの一部を見ると左の農地になりますがそちらにですね新設表土を農地部分に移したと言う事前着工をしてあったので始末書の方が添付してあります。以上です

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見を願います。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。今回の申請地は女子高等学校の交差点を日生野方面に約800m進んだ左にあります。現地調査を11月7日に丸山会長さん、事務局さん、代理人さん、本藤推進委員さん、私とで行ないました。譲渡し人さんは高齢であり今後の農地を維持管理するのは困難だから買い手を探されておりました。譲受け人さんは申請地が市街化区域、学校、公共施設等も近くにあるので住宅地として適していることから今回の売買契約に至りました。申請地は立地条件が良いので十分に利用が見込まれると考えられました。計画の概要は議案書記載のとおりです。給排水計画は給水は市の水道を利用されます。また生活雑排水は市の下水道に放流予定です。これはまだ前面道路に下水道が通ってないので申請すれば下水道の区域内であるために申請すれば即、可能であるという旨を菊池市下水道課に確かめましたので建設認可後に当該申請を行なう予定です。雨水は敷地内に浸透枡を設置します。造成中被害防除の対策は最新の注意を払います。完成後の被害防除の対策は隣接地の境界はブロック塀を設置し、耕作に影響が出ないように注意します。申請地は3種農地でございます隣接地の同意も取っております。このようなことから転用は致しかたないのではないかと思います。皆様のご審議願います。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

所有権移転の2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性が低い第2種農地となります。位置図については前のスクリーンをご覧ください。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。案件の申請地は七城より2kmになり堀切の標識が建っている右側の位置でございます。現地調査を11月7日に行ないました。丸山会長さん、事務局さん、申請人さん、本藤推進委員さん、私とで行ないました。申請地は譲受け人さんの住所から約1kmくらい離れていましたが今回日当たりも良く、水はけも良いので申請地を選定されております。目的と必要性は現在使用している資材置き場が平成30年12月30日に契約が満期になりますので。期間更新を言いましたが断れた為に急遽新たな資材置き場が必要になりましたので、譲渡し人さんに強く要望され話が成立されたそうです。成立しましたので申請となりました。計画概要は議案書記載のとおりです。給排水計画は給水は不要でございます。生活雑排水、汚水は発生しません。雨水は自然浸透でございます。また被害防除等などは倉庫などの建設にあたっては十分な配慮を行ないます。完成後の防除対策としては最善の注意を図り、被害があった場合には早急に対応されるそうです。隣接者の同意も取っております。このようなことから転用は致しかたないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いします。

【事務局】

所有権移転の3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地になります。位置図につきましては前のスクリーンをご覧ください。

【会 長】

3番につきましては、私の担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。11月7日に事務局、外村推進委員と現地を調査致しました。申請地は旭志総合支所より北へ県道329号植木本線、約5km行きますと若木水源合志川源流になると思います。それから東へ3~400m行ったところですが。申請理由としては菊池市在住の方の畑、1、813㎡を取得して太陽光パネルを設置し売電計画をされております。現地は傾斜が約20パーセントほどついております。申請者の方からお話を聞きましたけど従来自分のところの設計工法としては防草シートを張って、特殊なくいをうってできるだけ自然浸透になるように設置したいとのことでした。雨水対策としては太陽光パネルという設置になりますと瓦を付けたような状態になり農地のほとんどがこもってしまうという状況ですので、出来るだけ宅内処理をされるのであればそれ相当の雨水対応をして下さいということをお願いしましたところ、できるだけことはしますとのことのお返事がありました。農地としては何年と耕作されていない状況ですのでこの件は致し方ないの

ではないかと思えます。皆さんのご審議宜しくお願ひします。

【会 長】

次に4番をお願ひします。

【事務局】

所有権移転の4番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地になります。こちらは先程の4条の2番と同一案件になりすので詳細につきましては省略させていただきます。位置図につきましてはスクリーンをご覧ください、

【会 長】

4番について担当委員さんの意見をお願ひいたします。

【緒方啓一委員】

13番緒方です。この案件は先程4条でありました土地の間に挟まれたところにありました。親子関係で5条でこの案件が出ているのはこの時は親御さんの名義になっていたからです。これも4条と同じ時期に植林されていて、5、6年は経過していると思ひます。無断転用で始末書が付いております。ご審議宜しくお願ひします。

【会 長】

次に5番をお願ひします。

【事務局】

5番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、10ha以上の一団の区域内にある第1種農地になっております。第1種農地は原則不許可ですが、例外規定の一つである集落接続が該当するため転用可能となります。

【会 長】

5番につきまして担当委員さんの意見をお願ひします。

【緒方哲郎委員】

6番の緒方です。11月7日に現地確認を行ないました。申請地はさつき4号の3番でありましたところでスクリーンで言いますと申請地の左側で谷になっているのが4号の3番で説明したところでした。申請地は東側が宅地後は田んぼというところでした。申請人は現在西寺のアパートを借りておりますけれども子供さんも生まれて手狭に感じられてご自宅建築を計画されました。この申請地は日当たりも良好で生活圏としては大型スーパー等もあり申し分ないということでこの申請地を選定されたそうです。計画概要としては議案書記載のとおりです。給排水計画につきましては給水については菊池市の上水道を利用、生活雑排水汚水につきましては、合併浄化槽を設置して浄化後施設水路へ放流また、雨水につきましては敷地内処理を基本として、オーバーフロー分は水路へ放流するということです。井手の水路使用承諾書が添付されています。造成中被害防除対策としては被害が出た時には責任を持って対策するということでした。また、隣接農地の承諾書が添付してあることから転用やむなしと考えられます。ご審議方宜しくお

願います。

【会 長】

次に6番をお願いします。

【事務局】

6番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内である第2種農地です。位置図につきましては前のスクリーンをご覧ください。

【会 長】

6番につきまして担当委員さんの意見を願います。

【荒木孝子委員】

15番の荒木です。申請地は菊池から325号線沿いの山鹿に向かっていきますと水次橋から入った迫間川のすぐ近くにあり蟹穴という集落内にあります。譲渡し人さんは東京に住んでおられますので土地の処分を考えておられたようです。近所の譲受け人さんの親御さんに相談をされました。そこで息子さんの住宅を建てることに話がまとまったようです。譲受け人さんは現在、熊本市内に住んでおられますが申請地が実家のすぐ裏、この右の方に写っている家が親御さんの家ですので子供のためにもここが良いと判断したようです。事業面積は303㎡で転用面積が半分になっていますが向こうの方が竹やぶが宅地化になっていましたので、手前のほうが転用になります。生活雑排水、汚水は公共の下水道へ接続されます。雨水は敷地内処理を基本として地下浸透枡を併設する予定だそうです。北側の隣接の方の許可がまだ受けてませんでしたのでそれは願うしてすぐ許可を受けてますので、何も問題ないと思います。宜しく願います。

【会 長】

次に7番をお願いします。

【事務局】

7番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては10ha以上の一団の区域内にある第1種農地になっております。第1種農地は原則不許可ですが、例外規定の一つである集落接続に該当しますので転用可能となります。位置図につきましては前のスクリーンをご覧ください。

【会 長】

7番につきまして担当委員さんの意見を願います。

【右田博昭委員】

9番右田です。申請地は泗水小学校から東に約300mのところであり水田で第1種農地ですが集落接続の個人住宅になります。譲受け人さんは現在会社員で町内のアパートに親子4人で住んでおります。子供さんも成長され現在のアパートでは手狭になった為、家を新築されるものです。譲受け人さんはずっと土地を探されておりましたがこの

たび譲渡し人さんが所有するこの農地を無償で譲って頂けることになり分筆され申請されたものです。計画の概要は先程事務局が説明しましたが付近の農地には影響ないと思われま。上下水道は市の施設を利用し排水同意、並びに隣接同意も取られており問題はないと思いま。皆さんのご審議宜しくお願いま。

【会 長】

農地法第5条の許可申請につきまして事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたがこのことについて何かご意見ご質問がありましたらお受け致しま。

～意見なし～

意見もないようですので承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することにご異議ございませんか

～異議なしの発言～

はい。それでは許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定いたしま。

(3) 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について

【会 長】

次に、議案第5号を上程しま。事務局より議案の説明をお願いいたしま。

【事務局長】

議案第5号 農用地利用集積計画(案)についてです。

16頁をお願いしま。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙農用地利用集積計画案につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議の上委員会の意見を決定頂くものです。詳細につきましては、担当より総括表の説明の後順次ご説明しまるので、ご審議の程よろしくお願いま。

【会 長】

それでは全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番についての説明をお願いいたしま。

【事務局】

17ページをご覧ください。農用地集積計画総括表案です。今月の利用権設定は賃借権設定が14件、使用貸借権設定が1件、所有権移転が7件、転貸が1件、農地中間管理事業が18件となっております。それでは所有権移転の各筆明細書の説明にまいりま。19ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番について、担当委員さんの意見をお願いま。

【高木洋一委員】

19番の高木です。先日の6日の日に河原地区の推進委員の今村さんと現地を確認してきま。譲渡し人さんが高齢で管理が出来ないということで甥っ子さんにとりま譲受け人さんに管理をして欲しいとお願いされたということ。譲受け人さんは水稲とごぼうで生計を立てられておられるようです。金銭的な授受は記載されておるま

んが身内ということなので問題ないと思います。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。この案件は龍門の小木地区にございます。所有権を移転する人は小木地区より自宅を迫間に移されており定年後は農業も辞めておられます所有権を受ける人は塗装業をしながら米、竹の子、栗栽培をされております。この農地にはすでに栗が植えられており以前から借りて栽培されておりましたがこのたび所有権移転の話が持ち上がり話がまとまったものです。なんら問題ないと思いますが宜しく願いします。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方哲郎委員】

6番の緒方です。この土地は1枚ものようになっていますが畦もないような状態で仕切りは杭を打ってあるような状態です。手前のほうが所有権移転を受けられる方の土地で奥の方が移転される方の土地です。双方の合意の中の移転になったものです。金額につきましても双方の合意の中でのものですのでなんら問題ないと思います。ご審議方宜しく願いします。

【会 長】

次に4番をお願いいたします。

【事務局】

4番ですけれども金額が間違っておりまして反当りが100万円でありまして、すみません修正をお願いいたします。では4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7 番の永田です。所有権を移転する人は現在サラリーマンです。今後農業はされないということで所有権を移転される方にお互いの合意によって所有権の移転となりました。受ける人は地区で水稲、いちごを栽培されております。また認定農業者であり今後も活躍されると思います。なんら問題ないと思います。宜しく申し上げます。

【会 長】

次に 5 番をお願いいたします。

【事務局】

5 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3 番の歌丸です。所有権を移転する方は高齢で農業するのを考えており小作をされている所有権を受ける方と話がまとまりました。所有権を受ける方は水稲、麦、いちご、メロンなど手広く農業をされており認定農業者でもあります。なんら問題ないと思います。皆さんのご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

次に 6 番をお願いいたします。

【事務局】

6 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【守塚伸二委員】

18 番の守塚です。所有権を移転する人は高齢で農地の処分を考えており 9 月の委員会であっせん申し出があった農地です。あっせんの申し出があったのでまず、小作人である所有権と受ける方に話をしたところ是非、買いたいと要望がありましたので今回の申請になりました。所有権の移転を受ける方は周辺で酪農をされており認定農業者でもあります。なんら問題はないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に 7 番をお願いいたします。

【事務局】

7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【坂田貞志委員】

8番の坂田です。所有権を移転される方、三池さんと永田さんは水田が隣同士にあり三池さんは高齢の一人暮らしです。永田さんにしてもらえないかと相談されました。そしてお互い売買がまとまりました。そして永田さんは酪農をされており昨年、新しい大きな牛舎を建てられて後継者もしっかりされておりますのでなんら問題ないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

今回の計画は只今、説明がございました所有権移転7件、ほか賃貸借権14件、使用貸借権1件、転貸1件、農地中間管理事業18件でございます。しばらく時間をとりますのでご確認いただきたいと思います。

【会 長】

議案の確認をしていただいたと思います。この件に関しまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けいたします。

【高山 悦子委員】

11番の高山です。29ページの転貸とありますけど所有者の名前はあるんですけども設定を受ける方と設定する方との関係はどうなってるのでしょうか。

【事務局】

利用権を設定する者の農協さんが間に入っているということで実際は所有者の方から利用権の設定を受けるものが借り手から耕作されるということです。

【高山 悦子委員】

農協さんが入られるというのは、他は直接これまでのものを直接貸借関係だったんですけど農協が入られるというのはどういう場合なんですか。

【近藤農地アドバイザー】

通常ですね、個人ごとの話が付けばそれぞれの取引が行なわれるんですけど中にはですね仲介を立てたほうが農地の貸し借りが上手く言うという場合もございます。なかなかですね、例えばこの農協とかですね 公社が中に入って1回借りるということで所有者と農協から借りると言う人の間にワンクッション入るということで貸し借りが上手くいくというケースもあるんです。所有者の方が農協の事業を活用したいということで農協に預けて、農協が誰かを探すということですね。直接だと、あの人には貸したくないという事もあるかもしれませんが。一度所有者の人が農協に誰か探して下さいと農協は今度、貸し手に回って誰か借りる人を探すということです。そういう事業もございます。

【高山 悦子委員】

今の分かりました。ついでにお尋ねなんですけど、30ページにも農地中間管理事業

とあるんですけどこれも今のような状態なんでしょうか。

【近藤農地アドバイザー】

これはですね、利用権設定する者が一番左にありますけど所有者から県公社 広域財団法人公社、公社が借りてというところまでですね。それで、今度後者が誰かに貸すということ貸し借りの前段のところにも中間的なところに公社が入ってきて今度は公社が貸し手に回って公社が誰かに貸すということなんです。こういう公的な法人ですかそういうところが入って貸し借りを円滑にするということなんです。

【高山 悦子委員】

ありがとうございました。

【事務局】

ちょっと補足しますけど農協が入った場合、転貸事業ですけども農協が農地を貸し借り出来る法人の法人株をもっています。ですから農協が間に入るとの貸し借りが出来るということですね。これは別に事業の農地円滑化事業と言う形で円滑化団体ということで農協が指定されていますので一応農協が入ってできます。ということです。公社の場合はですね、これは国が制度で中間管理事業ということで法で別に定めて公社の方が個人から借りるというところまで先程と一緒にすけれども、今度公社が借受け人に貸し付けるときにはこれについては農業委員会の許可ではなくてこれについては県知事の認可になります。先程の農協のはこれで農協が借りてそれを貸しますということでそのセットで農業委員会の許可とかその計画を認定するんですけども下の公社が入った事業につきましては公社が借りるのは農業経営基盤促進事業で借ります。借受は今度公社が県の方に認可申請やって、県がそれを認可して公告をしますのでその公告で貸し借りが成立するということですからちょっと農協の転貸と公社の中間管理事業というところが違うところでございます。

【近藤農地アドバイザー】

ついでにもう一つ、個人が転貸することは出来ません。皆さんに審議して頂いてる3条の許可と言うような借りる人が要件を満たしてるかどうかを見て許可するわけですね。そうするとAさんとBさんしかだてこないです。個人間の関係ではBさんがちゃんと耕作して農業をやることになりますけど。法人が間に入るとAさん、Bさん、CさんとBさんのところに法人が来て一回その公的法人が借りてそして誰かに貸すという形になります。

【会 長】

他にはございませんか。

～意見なし～

意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、原案のとおり承認することに決定します。

(6) 議案第6号 あっせん申出について

【会 長】

次に議案第6号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第6号 あっせん申出についてでございます。

36号をお願いいたします。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせんの申し出」が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定し、次のとおりあっせん委員を指名するものです。今回の案件は、貸付2件です。

37号をお願いいたします。貸付け申出者の住所・氏名、貸付け希望農地の所在地等につきましては、記載のとおりです。あっせん委員につきましては、農業委員1名と農地利用最適化推進委員1名を指名したいと思います。貸付け希望農地の所在地から、議席番号18番の高木委員と、担当農地利用最適化推進委員の角田委員をお願いしたいと考えております。

次に39号をお願いいたします。貸付け申出者の住所・氏名、貸付け希望農地の所在地等につきましては、記載のとおりです。あっせん委員につきましては、貸付け希望農地の所在地から、議席番号18番の守塚委員と、担当農地利用最適化推進委員の田代委員をお願いしたいと考えております。ご審議方よろしく申し上げます。

【会 長】

あっせん申出について、事務局からの説明が終わりましたがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見なし～

意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは「あっせん申出」につきましては承認し、あっせん委員には只今事務局から提案がありましたように、1件目は貸付け希望農地の所在地等から、高木委員と、推進委員の角田委員を、2件目は希望貸付け農地の所在地等から、守塚委員と田代推進委員をそれぞれ指名することに決定いたします。

意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは事務局から提案がありましたように1件目は希望非農地等から高木委員と角田推進委員。2件目につきましては守塚委員と田代推進委員を指名することに決定します。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局長】

報告案件です。41号をお願いいたします。今回は、許可不要転用届出について・合意解約について・あっせん取り下げについての3件です。

第1号「許可不要転用届出」についてでございます。

42 頁をお願いします。今回は2件です。土地の所在地、地目、届出面積、申請人の住所・氏名、施設の概要、農地区分についてはそれぞれ議案書記載のとおりです。43 頁、44 頁に届書を添付しております。

次に2件目の届け者の住所・氏名・①土地の表示・②土地改良の理由・③事業内容・経費等については議案書のとおりです。

第2号「合意解約」についてでございます。5 頁をお願いします。農地法第18条の規定による合意解約の通知があったものです。今回は全部で11件となっております。

地目ごとの面積は、田が7筆で12,539 m²、畑12筆23,916 m²です。尚、詳細については議案書記載のとおりです。

合意解約について一部修正がございますので先に修正のほうをお願いします。47 頁をお願いします。8番が、合計1筆583 m²次に田が2筆となっておりますがこれは1筆の間違いです。申し訳ありませんでした。

第3号「あっせんの取下げ」についてでございます。

48 頁をお願いします。今回は1件です。平成30年7月27日付けであっせん申出があった案件について取下げがっております。詳細については、議案書記載のとおりです。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

【会 長】

只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見なし～

意見等もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けします。

意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

皆さんご起立をお願いします。これをもちまして第11回農業委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

平成30年11月12日

菊池市農業委員会会議規則第18条の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

㊦

菊池市農業委員会 委員

㊦